

2011年12月8日

各位

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

法務省による業務改善命令解除に関するお知らせ

弊社は2009年7月7日、法務省より、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定に基づく業務改善命令を受けました。その後、2009年8月に同省へ「業務改善計画書」を提出し、以降、内部統制の充実、強化、及び法令遵守態勢の構築を図り、業務運営を行って参りました。

「業務改善計画」の履行状況につきましては2010年12月に同省の再検査を受け、そのご指導により、本年4月に改善状況を報告致しました。その結果、本日、「業務改善計画の実施状況に係る報告義務について解除する」との通知を受け、業務改善命令の解除となりました。

この度はお客さまを始め、関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛け致しましたことを心よりお詫び申し上げます。今後とも不断に業務運営態勢を検証し、過誤・不備が発生し難い内部統制態勢の維持、向上に尽力すると共に役職員一同、コンプライアンス意識の醸成に恒常的に取り組み、皆さまに一層、信頼される会社となるよう取り組んで参りますので、ご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上